

農業経営基盤の強化の促進に関する

基 本 構 想

令 和 8 年 9 月
防 府 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 防府市農業の基本方向

防府市は、山口県の瀬戸内側の中央に位置し、気候温暖で、佐波川流域には県下最大の平野を有し、自然的、地理的条件に恵まれている。耕地は、棚田地帯、佐波川下流に発達した平坦地帯、造成された干拓地帯に区分される。農業は、耕地のほとんどが水田であり、水稻と麦の二毛作を行う土地利用型農業を基幹に、野菜、花き、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営が営まれている。

振興作物としては、国の指定野菜であるたまねぎ、市の生産重点推進品目の小松菜、春菊に加え、いちごやレザーファンなど、施設園芸の生産拡大を図っている。また、果樹、畜産についても技術の高度化と経営の安定化を進めている。

今後も現状の農業生産を踏まえつつ、地域農業を担う担い手を中心に高収益作物の導入や経営規模の拡大などを進め、地域として産地化を図ることとする。

また、農業生産振興の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

なお、本市には県内唯一の農業大学校を擁する山口県農林総合技術センターがあり、令和6年5月には、公益財団法人やまぐち農林振興公社、山口県農林総合技術センター及び公益社団法人防府市農業公社（以下「農業公社」という。）の3者が「地域農業の担い手育成に向けた連携協定」を締結し、農業大学生と農業公社の人的交流や、県内外からの人材確保などにおいて、一体となって進めている。

本市は、耕作放棄地解消や担い手確保に繋げるため、山口県農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）との連携を図り、この連携協定による取組を支援していく。

農業構造については、経営規模が零細で、都市化の進展により、特に市街地では農地の資産的保有傾向が強く、基盤整備が進んでいない。また、兼業農家や個別経営体が多いことから、農業に関する地域の連帯感が希薄になりつつある。

さらに、基幹的農業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で耕作放棄地が増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このような農業構造の現状の下、農業を今後も重要な産業として振興していくためには農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目指すべき目標を明らかにし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第55号。以下「法」という。）第12条第1項

の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）を地域の農業を担う望ましい経営体として、農業経営体の育成施策の中心に位置付け、防府市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の支援による農用地利用の集積をはじめとした様々な支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努め、防府市が中心となって、関係機関、関係団体と連携し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成及び目標

防府市は、将来の農業を担う若い農業者の意向、その他農業経営体に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を促進することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営体の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の事業を総合的に実施する。

<効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者）の目標>

具体的な経営指標は、防府市において現に成立している優良な経営体の事例を踏まえ、農業経営体の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得380万円以上）、年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間以下）の水準を実現できるものとし、これらの農業経営体が本市農業生産の中心となるような農業構造の確立を目標とする。また、家族経営協定の締結を促進し、給料制等の導入を推進する。

（1）防府徳地地域農業再生協議会

防府市は、農業協同組合、山口農林水産事務所（以下「農林水産事務所」という。）、農業公社等が相互に連携して、濃密な指導を行うため、防府徳地地域農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して上記の再生協議会担い手部会が主体となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自ら地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

防府市は再生協議会において、必要に応じて認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や、経営管理の合理化等の経営改善

方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合の研修会の開催等を農林水産事務所の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

（２）農業中核経営体の確保・育成

農業経営の改善による望ましい農業経営体の育成を図るため、意欲的な農業者に対しては、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画に「地域農業を担う者」として位置付け、利用権の設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２条第３項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して農用地の利用の効率化・高度化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者や認定新規就農者など、各地域の話し合いによって策定された地域計画の農業を担う者が、経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導、助言を行う。

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業公社と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を促進するため、農林水産事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入の推進、ＩＣＴ等の先端技術を活用したスマート農業技術や多収品種等の導入と普及を促し、必要に応じた基盤整備により土地生産性及び労働生産性の向上を図るとともに、農産物の高付加価値化とその産地形成を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、集落営農法人等の農業中核経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っていることから、オペレーターの育成や農作業受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

集落営農法人等の農業中核経営体に対しては、経営に必要な農地の集積・集約化や機械・施設の整備を支援し、複数の集落営農法人等が連携して共同事業等に取り組む集落営農法人連合体の育成を促進する。

なお、農業の担い手不足が進行している地域では、規模拡大を志向する他地域の農業中核経営体等とのマッチング及び連携の支援や認定農業者等個人経営体の経営力強化とともに法人化を支援する。

（３）多様な経営体

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農法人等への加入・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と、農地貸借や農作業受託を行う兼業農家、小規模兼業農家、生きがいとして農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営体を目指す者のみならず、その他の農業者等にも、法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

（４）地域計画等による適切な農地利用の促進

また、これらの取組については、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画と整合が取れるよう推進する。

今後は策定された地域計画をさらに進化させ、「誰に集約するか」に加え、「どの品目の産地にしていくか」の視点を加えた「地域計画を核とした産地づくり」により、地域農業の再編を積極的に推進する。

また、農業生産振興に資する基盤整備については、地域計画や農業振興地域整備計画に即し、優良農地の確保と秩序ある土地利用に向けて必要な整備を推進する。

３ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び目標

防府市における新規就業者数の推移を見ると、近年５か年は雇用就業者数が増加しており、年間３名程度である。

青年等の就業者の確保・育成に当たっては、今後の防府市の農業の発展を図るため、農業生産・農村生活の条件整備を促進するとともに、就業促進のための支援等の一層の充実強化を図り、農業者をはじめ関係機関及び団体が一体となって取り組んでいくことが重要である。

防府市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

<新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）の目標>

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営体の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間以下）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後の年間農業所得は、2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得190万円以上を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本指標として、現に防府市で展開している優良事例を踏まえつつ、防府市においてモデルとなる営農類型についてこれを示すと次のとおりであるが、主要な営農類型のみの記載となるため、山口県果樹農業振興計画、山口県花き振興計画、山口県酪農・肉用牛生産近代化計画等を参考に地域の特性を活かした経営体を目指す。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
土地利用複合型	〈作付面積等〉 水稲＋小麦＋作業受託 水稲＝6.5ha 小麦＝5.0ha 作業受託＝5.0ha (荒起こし、田植え、収穫) 〈経営面積〉 16.5ha	〈主な資本装備〉 資材・農機具庫 100 m² トラクタ (60ps) 1台 (2.0mロータリー付) 代かきハロー(4.2m) 1台 ライムソワー(2.4m) 1台 田植機(乗用8条) 1台 (施肥機付) 自脱型コンバイン (5条) 1台 刈払機(26cc) 1台 水稲播種機 1台 軽四輪トラック(660cc) 1台 フロントソワー(65L) 1台 施肥播種機(4条) 1台 鎮圧ローラー 1台 タブラー 1台 サブソイラー 1台 カルチ 1台 〈その他〉 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・防除は航空防除を活用 ・販売は農協共販 ・国の交付金等含む	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・経営面は全て利用権設定	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態 様 等
土地利 用複合 型	〈作付面積等〉 水 稲 + 葉物野菜 水 稲 = 10.0ha シュンギク = 0.1ha コマツナ = 0.1ha 〈経営面積〉 10.2ha	〈主な資本装備〉 資材・農機具庫 100 m² トラクタ (60ps) 1 台 (2.0mロータリー付き) 代かきハロー (4.2m) 1 台 ライムソワー (2.4m) 1 台 田植機 (8 条) 1 台 自脱型コンバイン (5 条) 1 台 刈払機 (26cc) 1 台 水稲播種機 1 台 軽四輪トラック (660cc) 1 台 トラクタ (15ps) 1 台 管理機 1 台 動力噴霧機 1 台 灌水ポンプ 1 台 予冷库 1 台 運搬車 (歩行) 1 台 マニュアルスプレッダ 1 台 パイプハウス 2,000 m² 〈その他〉 ・品種の組み合わせにより作期分散に努める ・乾燥調製はライスセンター委託 ・防除は航空防除を活用 ・販売は農協共販 ・国の交付金等含む	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・規模拡大には利用権設定 (農地の貸借) を活用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
施設単 一型	〈作付面積等〉 葉物野菜 シュンギク = 0.3ha コマツナ = 0.1ha 〈経営面積〉 0.4ha	〈主な資本装備〉 トラクタ (15ps) 1 台 管理機 1 台 動力噴霧機 1 台 軽四輪トラック (660cc) 1 台 灌水ポンプ 1 台 予冷库 1 台 運搬車 (歩行) 1 台 マニュアルスプレッダ 1 台 資材・農機具庫 100 m² パイプハウス 4,000 m² 〈その他〉 ・販売は農協共販	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
施設単 一型	〈作付面積等〉 いちご 本圃＝ 2,500 m² 苗床＝ 525 m² 〈経営面積〉 0.31ha	〈主な資本装備〉 パイプハウス（付帯設備含む） 2,500 m² 暖房機 1 式 電照装置 1 式 炭酸ガス発生装置 1 式 動力噴霧機 1 式 育苗ハウス 525 m² 予冷库（1 坪用） 2 台 軽四輪トラック（660cc） 1 台 ※農機具等は補助事業活用 〈その他〉 ・小型ポット育苗 ・育苗は、本圃での灌水は自動灌水	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
施設単 一型	〈作付面積等〉 トマト（促成） ハウス＝6,000 m² 〈経営面積〉 0.6ha	〈主な資本装備〉 パイプハウス（暖房機等付帯設） 6,000 m² トラクタ（15ps） 1 台 動力噴霧機 1 台 軽四輪トラック（660cc） 1 台 資材・農機具庫 100 m² 他 ※農機具等は補助事業活用 〈その他〉 ・育苗は接ぎ木苗の自家育苗 ・灌水は養液土耕システムを利用	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
露地主 体型	〈作付面積等〉 かんきつ 早生温州＝0.26ha 中生温州(石地) ＝0.16ha 普通温州 ＝0.23ha マルチ(天神交互結 実)＝0.52ha (生産園0.26ha 遊 休園0.26ha) せとみ＝0.33ha 〈経営面積〉 1.5ha	〈主な資本装備〉 作業場(軽量鉄骨50m²) 1式 ハンマーナイフモア(7ps) 1台 刈払機(26cc) 1台 動力噴霧器(3.1ps) 1台 軽四輪トラック(660cc) 1台 自走式運搬車(積載300kgまで) 1台 〈その他〉 ・販売は農協共販	・複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離 ・青色申告 の実施	・家族経営協 定の締結に 基づく給料 制、休日制 の導入 ・農繁期にお ける臨時雇 用者の確保 による過重 労働の防止
畜産単 一型	〈飼養頭数等〉 乳用牛 経産牛＝50頭 搾乳牛＝48頭 育成牛＝17頭 飼料作物＝ 17.3ha(延べ) (牧草及びイネWCS 購入分含む) 〈経営面積〉 0ha	〈主な資本装備〉 牛舎 700m² たい肥舎 330m² 農機具庫 180m² 堆肥化施設 380m² ミルクングパーラー 1台 バルククーラー 1台 トラクタ(50ps) 1台 トラック(2t) 1台 マニュアルスプレッダ(2t) 1台 ロールベアラー 1台 ベールラッパ 1台 ホイールローダー 1台 粗飼料カッター 1台 ※農機具等は補助事業を活用 〈その他〉 ・経産牛1頭当たり乳量9,000kg以上 ・更新産次3.5産以上 ・県産飼料は全て購入、堆肥散布	・複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離 ・体質強化 のための 自己資本 の充実	・ヘルパー利 用による休 日制の導入 ・コントラク ターの活用

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
土地利 用複合 型	〈作付面積等〉 水稻 + 飼料用 稲 + 小麦 水 稲 = 20ha 飼料用稲 = 4ha 小 麦 = 10ha 〈経営面積〉 34.0ha	〈主な資本装備〉 トラクタ (60ps) 1台 (2.0mロータリー付) 乗用田植機 (乗用8条) 1台 (施肥機付) 自脱型コンバイン (5条) 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレーヤー 1台 施肥播種機 (4条) 1台 水稻播種機 1台 軽四輪トラック (660cc) 2台 資材・農機具庫 200 m² 〈その他〉 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・水稻、小麦の防除は航空防除 ・小麦の播種は機械化一貫体系 ・国の交付金等含む	・複式簿記記帳 の実施 ・体質強化のた めの自己資 本の充実	・給料制、休 日制の導入 ・従業員の社 会保険への 加入 ・主たる従事 者3名
土地利 用複合 型	〈作付面積等〉 水稻+小麦+露地 野菜 水 稲 = 21.0ha 小 麦 = 15.0ha たまねぎ = 2.0ha 〈経営面積〉 38.0ha	〈主な資本装備〉 トラクタ (60ps) 1台 乗用田植機 (8条) 1台 自脱型コンバイン (5条) 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレーヤー 1台 施肥播種機 (4条) 1台 ライムソワー 1台 たまねぎ移植機 1台 たまねぎ掘取機 1台 ピッカー 1台 軽四輪トラック (660cc) 2台 資材・農機具庫 200 m² ※露地野菜関連の農機具は、補助 事業を活用 〈その他〉 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・水稻、小麦の防除は航空防除 ・小麦の播種は機械化一貫体系 ・販売は農協共販 ・国の交付金等含む	・複式簿記記帳 の実施 ・体質強化のた めの自己資 本の充実	・給料制、休 日制の導入 ・従業員の社 会保険への 加入 ・主たる従事 者3名

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
施設単 一型	〈作付面積等〉 カーネーション (秋～春) 1.0ha 〈経営面積〉 1.0ha	〈主な資本装備〉 作業舎 (鉄骨スレート) (150 m ²) 1 棟 栽培施設 (簡易鉄骨ハウス) (カーテン、換気含む) (930 m ²) 1 棟 ミスト施設 (パイプハウス) (400 m ²) 1 棟 貯水槽 (コンクリート) (60 m ³) 1 式 打ち抜き (井戸) 1 本 自動かん水施設 (930 m ² ・一式) 11 台 ベンチ (930 m ² ・一式) 11 台 管理機 (7ps) 2 台 暖房機 (75 千 kcal) 11 台 土壌消毒機 (500 kg/h・スチーム) 1 台 軽四輪トラック (660cc) 1 台 トラック (軽四・2t) 1 台 保冷库 (5 坪) 1 台 〈その他〉 ・栽培は地床栽培、灌水は自動灌水 ・苗は挿し穂、又は挿し苗で購入 ・挿し木はミスト施設を利用 ・販売は法人での共同販売	・複式簿記記帳の実施 ・体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・従事者全員の社会保険への加入 ・年間雇用 ・主たる従事者 4 名

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第 1 で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の基本指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、モデルとなる営農類型についてこれを示すと次のとおりであるが、主要な営農類型のみの記載となるため、山口県果樹農業振興計画、山口県花き振興計画、山口県酪農・肉用牛近代化計画等を参考に地域の特性を活かした経営体を目指す。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地単一型	〈作付面積等〉 かんきつ 早生＝ 0.13ha 中生(石地) ＝ 0.10ha 普通＝ 0.10ha マルチ(天神交互結実)＝ 0.14ha (生産園 0.07ha 遊休園 0.07ha) せとみ＝ 0.17ha 〈経営面積〉 0.64ha	〈主な資本装備〉 資材・農機具庫 1 式 ハンマーナイフモア(7ps) 1 台 刈払機(26cc) 1 台 動力噴霧器(3.1ps) 1 台 軽四輪トラック(660cc) 1 台 自走式運搬車(クロー 6PS) 1 台 〈その他〉 ・販売は農協共販 ・成木園の経営移譲を想定	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
施設単一型	〈作付面積等〉 葉物野菜 シュンギク ＝ 0.3ha コマツナ ＝ 0.1ha 〈経営面積〉 0.4ha	〈主な資本装備〉 トラクタ(15ps) 1 台 管理機 1 台 動力噴霧機 1 台 軽四輪トラック(660cc) 1 台 灌水ポンプ 1 台 予冷库 1 台 運搬車(歩行) 1 台 マニユアスプレッダ 1 台 資材・農機具庫 100 m ² パイプハウス 4,000 m ² 〈その他〉 ・販売は農協共販	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態 様 等
施設単 一型	〈作付面積等〉 レーザーファン レーザーファン＝ 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha	〈主な資本装備〉 軽トラック 1台 暖房機 1式 〈その他〉 ・ハウスは、賃貸	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
畜産単 一型	〈飼養頭数等〉 肉用牛（繁殖） 繁殖牛 ＝ 20頭 子牛 ＝ 18頭 飼料作物＝ 7.2ha （延べ） （県産飼料購入分の面積及び放牧地含む） 〈経営面積〉 4.6ha	〈主な資本装備〉 牛舎 220 m² たい肥舎 80 m² 農機具庫 50 m² 軽四輪トラック 1台 粗飼料カッター 1台 電気牧柵 1式 発情発見装置 1式 分娩監視装置 1式 ※農機具等は補助事業活用 〈その他〉 ・分娩間隔 13.1 か月、初産月齢 24.5 か月 ・飼養方式は放牧（飼料給与時は舎飼、スタンション）	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

防府市は、地域住民等による議論を通じ、地域農業の将来像を描く地域計画の実現を促進するとともに、認定農業者や認定新規就農者、集落営農法人等の担い手について、経営規模の大小や個人・法人などの経営形態に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、山口県農業経営・就農支援センター（以下「農業経営・就農支援センター」という。）、農林水産事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就業を促進するため、これらの青年等に対する就業情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、就業希望地域における先輩就業者との情報交換、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援など、新たに就業しようとする者のニーズに応じたサポート体制を、関係機関と連携して構築する。

加えて、防府市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、就農体験、研修の実施等の支援を行う。

このように、地域農業を担う者の確保及び育成は、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ、農業を副業的に取り組む多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、地域において自立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地の保全や集落機能の維持を推進する。

2 防府市が主体的に行う取組

防府市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農林水産事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就業等希望者への助言及び情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就業後の定着に向けて、相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就業準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行えるよう防府市が主体となって、農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、山口県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）、山口県農地中間管理機構（公益財団法人やまぐち農林振興公社）（以下「農地中間管理機構」という。）などの関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就業者等が地域内で孤立することがないよう各関係機関は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の変更等の措置を講じる。

防府市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、新規就農者育成総合対策、農地利用効率化等支援事業等の国による支援策や県による新規就業関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

防府市が全体的な管理、推進を行いながら、農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農業大学校、農業公社等の関係機関と連携し、就業等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、必要となる農用地等の確保や農業用機械施設の整備支援、就業後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 防府市、農業委員会、県農業会議、農地中間管理機構は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、移住就農、農地確保に関する相談対応、情報提供及び必要となるサポートを行う。
- ② 防府市、農林水産事務所、農業協同組合は、新たに農業経営を開始した者に対し、栽培技術、営農活動に関する情報提供及び指導を行う。
- ③ 防府市、農林水産事務所、農業協同組合は、新たに農業経営を開始した者に対し、農業用機械施設の斡旋、確保、整備資金調達のサポートを行う。
- ④ 防府市は、関係機関と連携し、地域計画を作成した各地区において、地域農業を担う者を受け入れるための意識の醸成を図るとともに、受入体制の整備を促す。
- ⑤ 農業公社は、農業に関心のある若者を雇用し、遊休農地等を活用した研修用ほ場で、水稻耕作に係

る研修を行う。この研修により即戦力となる人材を育成し、地域農業の核となる農業経営体等に輩出することで、新規就業者確保や地域農業の付加価値額向上を目指す。

⑥ 防府市は、⑤の取組に対して、補助金交付等による支援を行う。

⑦ 農業大学校、公益財団法人やまぐち農林振興公社は、⑤の取組に係る研修生確保に向けて、農業公社へ情報提供を行う。

4 就業希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

防府市は、再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目ごとの就業受入体制、研修内容、就業後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就業希望者が必要とする情報を収集・整理し、農林水産事務所及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2、第2の2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりである。

○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	60%
-------------------------------------	-----

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、地域計画の農用地等面積に占める認定農業者、認定新規就農者、集落営農、市基本構想の水準到達者が、所有権、利用権、作業委託（基幹3作業）により経営する面積の割合。
- 2 目標年次は、令和12年度末とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画のブラッシュアップを通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。また、中山間地域や担い手不足地域では、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている多様な形態も含め、日本型直接支払制度の協定組織の活動による保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 総論

防府市は、山口県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、防府市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業に積極的に取り組む。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

また、これらの各事業については、各地域で「地域計画」をブラッシュアップしながら、それぞれの地域計画で掲げる将来の在り方や、目標を実現するため、重点的に実施するものとする。

ア 防府地域（関係地域計画：牟礼・江泊、富海、西浦、華城、中関・新田・向島）

当地域では、市街化の進展により水田面積の減少が著しい。その中で、一定水準を確保した米の生産を目指し、また、園芸品目では産地として位置づけられる地区等を中心に、担い手への農地や作業の集積を促進し、基幹的な担い手の育成を支援する。

当地域の北部、東部は、土地基盤未整備地域で、山麓部は棚田、沿岸部は湿田地帯と生産条件が厳しく、花き、いちご等の施設園芸や、山麓の緩傾斜地での温州みかん等による複合経営の確立を促進し、所得の向上を支援する。

西部の干拓地帯は、大区画ほ場又はほ場整備田であり、個別の大規模農家を中心に農業経営が行われている。恵まれた生産基盤条件を活かし、水稻、麦及び飼料作物を中心とした水田農業の展開を支援する。規模拡大の意思を持つ担い手に対しては、農地の集積・集約化を促進し、経営の安定を支援する。

飛行場周辺に位置する地域においては、汎用田として、また、田畑輪換に対応した最も適した条件を備えた地域であり、市場に近いことから施設野菜を促進し、農用地利用改善団体の活動を活発

化し、連担的な条件下で、効率的な生産が行えるように支援する。

畜産について、西浦、牟礼地域においては、耕種農家との連携のもと、飼料自給率の向上を図り低コストに向けた畜産の振興を支援する。

イ 右田地域（関係地域計画：佐野・大崎・高井・上右田・下右田）

佐波川の豊かな水を利用して、自主流通米を主体に麦、たまねぎ等の複合経営を推進し、地域計画推進事業を重点的に促進することにより連担化、団地化を支援する。

当地域の営農は水稻が中心であり、一部地域では園芸作物、飼料作物に取り組んでいる者もいる。上右田南地区、上右田北地区、上右田中地区及び玉祖地区においては、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施予定であり、汎用化された農地の担い手への集積・集約化の促進や、スマート農業技術等の導入により、土地利用型作物の労働生産性を向上させ、中核となる農業経営体の規模拡大を進め、効率的な水稻生産と高収益作物生産の両立を図り、効率的な産地形成に向けた支援を行う。

ウ 小野地域（関係地域計画：中山・奈美・鈴屋、奥畑・久兼・和字・真尾）

この地域は、山間棚田、山麓棚田、平坦地からなり、振興については、自主流通米を主体に施設による軽量高収益野菜の導入を図り、複合経営を促進することにより、所得の向上を支援する。また、生産組織の育成に努め、共販体制の確立を支援する。

農地の集積については、話し合い活動を促進し、所有権から利用権への転換を図り、担い手へ農地を集積させることにより低コスト化を支援する。

特に、中山間地域等直接支払制度該当地区においては、当該事業を活用し集落営農の確立を支援する。

当地域は、基幹的農業者の高齢化率が高く、大半の集落が農業の継続に不安を持っている状況であるが、奈美地区においては、農業競争力強化農地整備事業を活用し、農地の大区画化・汎用化等のための基盤整備が実施されており、整備の完了したほ場から順次農事組合法人等の担い手への農地集積・集約化が行われ、当地区においては農事組合法人を核にして、水稻と高収益作物を組み合わせた土地利用型農業をより一層推進していく。

エ 大道地域（関係地域計画：大道干拓、上田真鍋、大道、下津領、上り熊、小俣、切畑）

本地域は、市内で最も農業の盛んな地域であり、県営基盤整備が完了した地区と、大型機械営農に対応できる条件を備えている干拓地が大部分を占める。

ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を活かすため、地域計画推進事業を重点的に促進

する。また、低コストに向けた農業を促進するため、農作業受委託組織や営農組織を育成し、必要に応じ、農用地利用改善団体が、特定農業法人制度及び特定農業団体制度への取組を支援し、効率的な生産を促進する。

また、当地域の基盤整備完了地区及び干拓地においては、個別の大規模農家、集落営農組織等の担い手、既存の集落営農法人、集落営農法人連合体が中心となり農業経営を行っている。これらの地域では高能率な生産基盤条件を活かすため、地域計画に基づく農地の集積・集約化に加え、生産コストの低減に係る技術導入や人材育成等の総合的な取組を進めていく。

集落営農法人連合体については、若手人材の確保・育成、新技術の確立と生産性向上をさらに進めていき、当地域農業の将来を担う中核的な経営体としての持続的な発展を目指していく。

2 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の主だった農業者（農業委員・農地利用最適化推進委員・認定農業者）の意見を聴取し適切な時期に開催する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、当該区域の主だった農業者（農業委員・農地利用最適化推進委員）による周知、農事組合法人等などの既存の組織の利用等に加え、他の農業関係者の集まる機会等を積極的に活用し、周知を図る。

③ 参加者

農業者、防府市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地集積推進員、土地改良区、農林水産事務所、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を防府市農林水産振興課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。

同区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

防府市は、地域計画の策定に当たって、農林水産事務所、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

防府市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を支援するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 農用地利用改善事業の実施区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、認定農業者及び特定農業団体等担い手への集積が既に進んでいる地区等においては、その地区を一部除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域を、その地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。)参考様式第6-1号の認定申請書を防府市に提出して、農用地利用規程について防府市の認定を受けることができる。

- ② 防府市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4) の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 防府市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を防府市公告式条例の規定により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて、農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を

営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 防府市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(4)の①のイに規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善団体に対する指導、援助

- ① 防府市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 防府市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業公社及び農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

防府市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業公社、農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業公社及び農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業公社及び農業協同組合は、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の

育成、地域計画の実現に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図るものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

防府市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 防府市は、基盤整備等の農業生産基盤の整備を通じて、生産性の向上を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営の発展に資するよう努める。

イ 防府市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい農業経営体の育成を図り、農用地利用の集積による効率的作業単位の形成等望ましい農業経営体の営農展開に資するよう努める。

ウ 防府市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

防府市は、農業委員会、農林水産事務所、農業公社、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や、第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農業公社、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、防府市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この見直し後の基本構想は、平成14年 4月 1日から施行する。
- 3 この見直し後の基本構想は、平成18年 7月13日から施行する。
- 4 この見直し後の基本構想は、平成22年 3月24日から施行する。
- 5 この見直し後の基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。
- 6 この見直し後の基本構想は、令和 3年 3月31日から施行する。
- 7 この見直し後の基本構想は、令和 5年 9月30日から施行する。
- 8 この見直し後の基本構想は、令和 8年 9月30日から施行する。